

公布対象者と有効期間

・利用証交付対象者は、下表の方で、なおかつ、歩行が困難又は歩行に配慮が必要な方です。

区分		公布基準	有効期限		
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
	平衡機能障害	身体障害者手帳5級以上	5年間		
	肢体不自由	上肢	身体障害者手帳2級以上	5年間	
		下肢	身体障害者手帳6級以上	5年間	
		体幹	身体障害者手帳5級以上	5年間	
		脳原性	上肢機能	身体障害者手帳2級以上	5年間
			移動機能	身体障害者手帳6級以上	5年間
	心臓機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
	じん臓機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
	呼吸器機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
	小腸機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間		
肝機能障害	身体障害者手帳4級以上	5年間			
高齢者		介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方	5年間		
難病患者		特定疾患医療受給者	5年間		
知的障害者		療育手帳所持者	5年間		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が2級以上の方	5年間		
発達障害のある者		歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関又は療育機関等が認めた方	5年間		
妊産婦		原則として妊娠7ヶ月から申請受付可。 単胎妊娠の有効期限は産後1年半、多胎妊娠の有効期限は産後3年。	必要期間		
その他けが人又は病気の者		けが及び病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	必要期間 (最長5年)		
	小児慢性特定疾病患者	小児慢性特定疾病医療受給者	5年間		
	水俣病被害者	水俣病被害者手帳所持者	5年間		
	戦傷病者	戦傷病者手帳所持者	5年間		